京都市の残留動物用医薬品検査の妥当性評価について

生活衛生部門

山下毅, 西川清文, 篠崎史義, 伴埜行則

ア発表先

平成25年度地方衛生研究所全国協議会近畿支部理化学部会研修会(平成25年12月6日 京都市)

イ 抄録

厚生労働省からの通知により、残留動物用医薬品検査等については、検査機関、対象検体種及び試験法ごとに検査結果が妥当であることを確認するよう求められており、妥当性が確認できない検査法は、食品規格の適合判定に用いることができない。これを受け当機関において妥当性評価を実施したところ従来法では国が要求する基準を満たすことが困難であったため試験法の改良に取り組むこととした。多種多様な検体に適応できる試験法とするため、抽出、精製及び測定条件を検討した結果、アセトニトリル:水=(2:1)とヘキサンにより抽出しヘキサン層を除いた後、濾過、減圧濃縮したものをジビニルベンゼンー・ビニルピロリドン共重合体ミニカラムにより精製する試験法とした。定量は試料マトリックスが測定に及ぼす影響を補正するため、マトリックス添加標準を用いた絶対検量線法を採用した。この試験法について、厚生労働省通知の妥当性評価ガイドラインに沿って精度評価を実施した結果、検討を行った動物用医薬品40物質中、鶏の筋肉では31物質、肝臓では26物質、腎臓では26物質、脂肪では26物質が国の求める基準を満たした。

今後は年間収去計画に基づく検査までに該当する検体種の妥当性評価を完了させるとともに、試験精度の維持・向上に向けた取り組みを行っていく予定である。